

緑化施設の面積の算出方法

緑化施設の面積は、緑化施設区分に応じたそれぞれの面積計算方法に従って計算します。それらの面積の合計が、その敷地の緑化率算定の基礎となる面積です。

1 緑化施設区分

緑化施設区分は、次のとおりです。

- 1) 樹木
- 2) 芝その他の地被植物
- 3) 花壇その他これに類するもの
- 4) 壁面緑化
- 5) 水流、池その他これらに類するもの
- 6) 1) から5) までの緑化施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設

2 各緑化施設区分の面積の計算方法

(1) 樹木

樹木については、次の①～③の算出方法のうち、いずれかの方法にしたがって算出します。もっとも計算しやすい方法を選択して構いません。

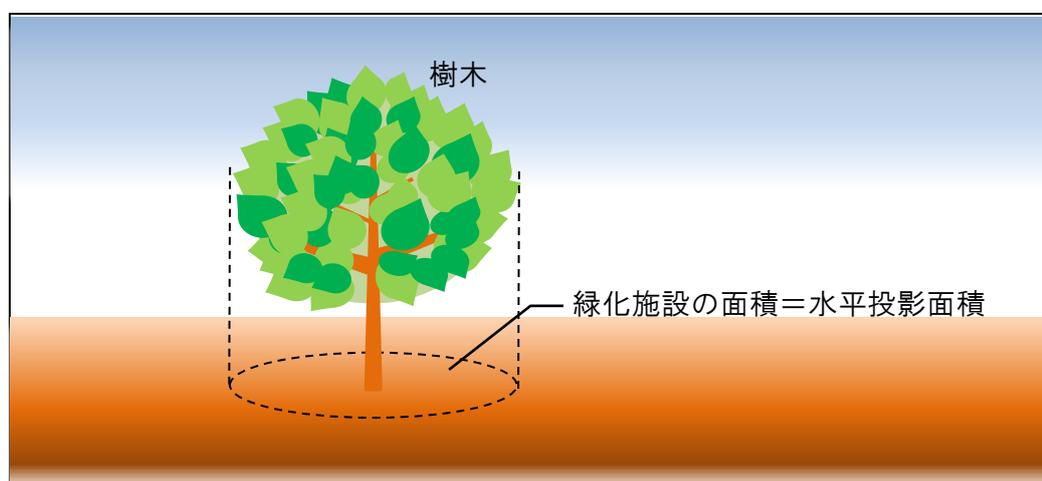
また、同一敷地内で、複数の算出方法を用いることができます。

- ① 樹冠の水平投影面積の合計
- ② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計
(※高さが1 m未満の樹木はこの方法によることはできません。)
- ③ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

樹冠	樹木の上部に付いている枝と葉あつまり
----	--------------------

① 樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したものを、緑化施設の面積とします。
ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。



② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹高（樹木の高さ）に応じて、それぞれ下に示す表の半径の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積の合計を、緑化施設の面積とします。

ただし、「みなし樹冠」が重なる場合は、重複して計上することはできません。

樹木の高さ	みなし樹冠の半径	(参考) 概ねの面積
1 m以上 2.5m未満	1.1m	3.80 m ²
2.5m以上 4 m未満	1.6m	8.04 m ²
4 m以上	2.1m	13.85 m ²
注：この算出方法は、樹木の高さが1 m以上のものに限る。		

③ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

右に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を（その植栽基盤全体が樹冠で覆われていなくても）、緑化施設の面積とすることができます。

【満たすべき植栽密度】

$$A \leq 18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$$

A：植栽基盤の水平投影面積

T1：高さ4m以上の樹木の本数

T2：高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T3：高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

T4：高さ1m未満の樹木の本数

植栽基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壌等のこと ・プランターやコンテナなどの容器に土壌を入れたものは安定的に設置するもの（容量が概ね100リットル以上）が対象
------	--

<計算例>

例) 1	植栽基盤の面積：30 m ² T1：1本、T3：2本、T4：5本
------	--

【満たすべき植栽密度】

$$A \leq 18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$$

左辺：A = 30

$$\text{右辺：} 18 \times T1 + 4 \times T3 = 18 \times 1 + 4 \times 2 + 5 = 31$$

→植栽基盤の面積30 m²を緑化施設の面積とすることができます。

例) 2	植栽基盤の面積 : 30 m ² T1 : 1 本、T3 : 1 本、T4 : 5 本
------	---

【満たすべき植栽密度】

$$A \leq 18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$$

左辺 : A = 30

$$\text{右辺} : 18 \times T1 + 4 \times T3 + T4 = 18 \times 1 + 4 \times 1 + 5 = 27$$

→植栽基盤の面積 30 m²をそのまま緑化施設の面積とすることができません。

この場合は、次のいずれかの方法で緑化施設の面積を算出してください。

- i) 上記の満たすべき植栽密度の数式が満たされる植栽基盤のみを計算する。
- ii) 上記の満たすべき植栽密度の数式が満たされるように、樹木の本数や樹高を増加させる。
- iii) ① (樹冠ごとの水平投影面積)、② (樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積)のいずれかの方法で計算する。

(2) 芝その他の地被植物

芝やその他の地被植物の緑化施設の面積は、これらの表面で被われている部分の水平投影面積とします。

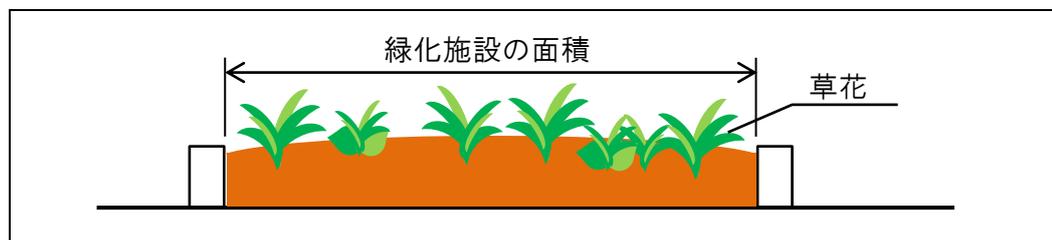
ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

地被植物	・芝、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物
------	--

(3) 花壇その他これらに類するもの

緑化施設の面積は、草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とします。

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

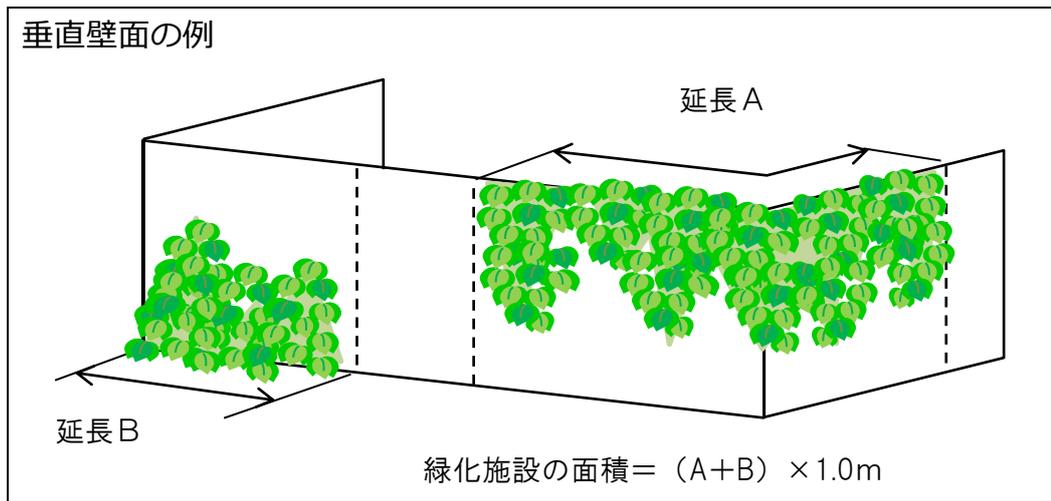


(4) 壁面緑化 (建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設)

壁面緑化については、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計 (m) × 1.0 m を、緑化施設の面積とします。

ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については、重複して計算できません。

傾斜した壁面の緑化については、水平投影面積とします。



(5) 水流、池その他これらに類するもの

水流、池その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、その水平投影面積を緑化施設の面積とします。

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

水流、池	<ul style="list-style-type: none"> ・【樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの】たとえば、護岸や底面、水面に石や土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然空間の中にある沼や池、河川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息、生育空間としての機能が期待できるもの ・修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。
------	--

(6) (1) から (5) までの緑化施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設

その施設の水平投影面積を緑化施設の面積とします。ただし、「樹木」、「芝その他の地被植物」、「花壇その他これに類するもの」、「水流、池その他これらに類するもの」を合計した面積の4分の1を超えない範囲とします。4分の1を超えた場合は、超えた部分の面積は緑化施設の面積に算入できません（4分の1が上限）。

また、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

園路、土留めその他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・園路、土留め、樹木や植栽と一体となった小規模な広場、緑化施設と一体となった撒水用配管、排水溝、ベンチ等が含まれる。
--------------	--